

横浜市防災計画「風水害等対策編」の修正について

「横浜市防災計画」は、災害対策基本法に基づき、横浜市防災会議が策定する地域防災計画であり、毎年検討を加え、必要に応じて修正しています。

当該計画は、「震災対策編」「風水害等対策編」「都市災害対策編」の3編で構成されており、今年度は、主に風水害対策に関連した法改正を受け、「風水害等対策編」について必要な修正を行います。今後、市民意見募集を行い、防災会議を経て、確定していきます。

1 主な修正内容

(1) 災害対策基本法の改正に伴う修正

ア 避難情報の名称の修正

従来の「避難勧告」、「避難指示（緊急）」が「避難指示」に一本化されるなど、避難情報の名称が変更されたことに伴い、修正します。

【修正内容】	< 現行 >	→	< 修正案 >
	「避難準備、高齢者等避難開始」		「高齢者等避難」
	「避難勧告」、「避難指示（緊急）」		「避難指示」
	「災害発生情報」		「緊急安全確保」

イ 個別避難計画の作成の記載

要援護者の個別避難計画の作成について、新たに記載します。

【修正内容】 ※下線部分を追加

< 現行 >	< 修正案 >
第2部 災害予防計画 第6章 災害に強い地域づくり 第4節 要援護者対策 2 要援護者に対する事前対策 (1)～(3) 略	第2部 災害予防計画 第6章 災害に強い地域づくり 第4節 要援護者対策 2 要援護者に対する事前対策 (1)～(3) 略 <u>(4) 個別避難計画の作成</u> <u>市は、防災、福祉等の関係機関などと連携し、</u> <u>要援護者の個別避難計画の作成支援を進めます。</u>

(2) 災害救助法の改正に伴う修正

災害が発生するおそれがある場合にも法の適用が可能となる基準が定められたことに伴い、その旨を記載します。

【修正内容】 ※下線部分を追加

< 現行 >	< 修正案 >
第3部 応急対策 第17章 救援・救護・市民生活の安定 第1節 災害救助法の適用 2 災害救助法の適用 (1) 略 (2) 本市における災害救助法の適用基準 災害救助法による救助は、市域又は区域単位に、原則として同一原因による市又は区の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われる。	第3部 応急対策 第17章 救援・救護・市民生活の安定 第1節 災害救助法の適用 2 災害救助法の適用 (1) 略 (2) 本市における災害救助法の適用基準 災害救助法による救助は、 <u>①災害が発生するおそれがある場合において、災害対策基本法に規定する国の災害対策本部が設置され、当該本部の所管区域が告示されたとき、又は②市域若しくは区域単位に、原則として同一原因による市若しくは区の被害が一定の程度に達した場合で、かつ、被災者が現に救助を要する状態にあるときに行われる。</u>

(3) その他の修正

時点修正や他の2編に合わせた修正等を行います。

2 計画修正に係る今後の予定

令和3年10月 修正素案に関する市民意見募集

令和4年1月 横浜市防災会議（計画修正の決定）

4月 修正計画の施行

【参考：法改正の概要】

1 改正された法律

災害対策基本法（昭和36年法第223号）及び災害救助法（昭和22年法第118号）

2 施行時期

令和3年5月20日

3 改正趣旨

頻発する自然災害に対応して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び災害対策の実施体制の強化を図る。

4 主な改正内容（地方公共団体に関連するもの）

(1) 災害対策基本法の一部改正

ア 従来の「避難勧告」「避難指示（緊急）」を「避難指示」に一本化、その他の避難情報も名称を変更

<変更内容>

「避難準備、高齢者等避難開始」 → 「高齢者等避難」

「避難勧告」、「避難指示（緊急）」 → 「避難指示」

「災害発生情報」 → 「緊急安全確保」

イ 避難行動要支援者の個別避難計画の作成を市町村の努力義務化

(2) 災害救助法の一部改正

災害が発生する前の、おそれがある段階においても、国の災害対策本部が設置されたときは、あらかじめ法の適用（避難所の供与）が可能に。